

(注) 1 ※印は記載しないこと。
2 選択項目については、該当する数字又は欄に丸印を付すこと。
3 県内における事業所の移転に伴う届出は、移転先の所在地を管轄する警察署に位置変更の届出をすること。
また、移転に伴い安全運転管理者に変更(交代)がある場合は、移転先の住所地を管轄する警察署へ選任の届出をすること。